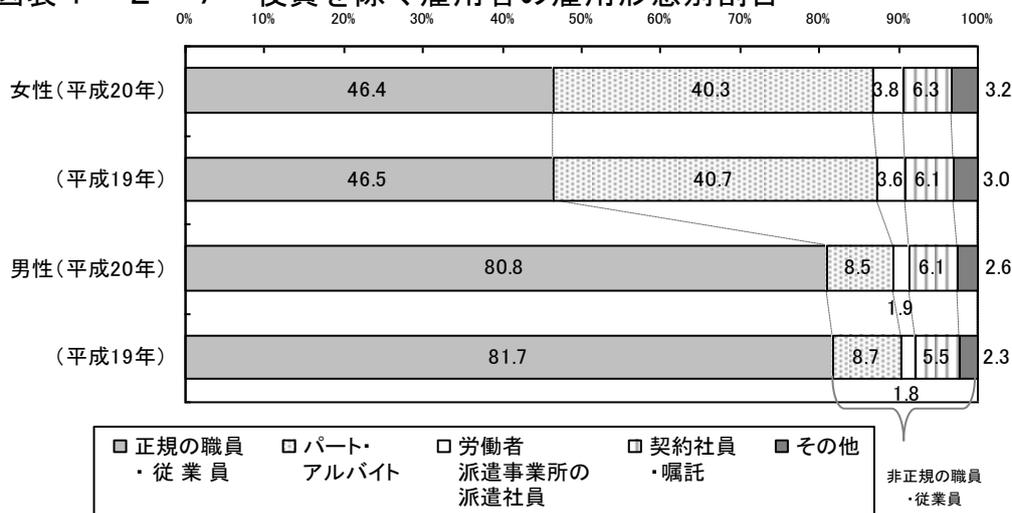


除く女性雇用者総数に占める割合)では、「正規の職員・従業員」46.4% (同0.1%ポイント低下)、「非正規の職員・従業員」53.6% (同0.1%ポイント上昇)、うち「パート・アルバイト」40.3% (同0.4%ポイント低下)、「労働者派遣事業所の派遣社員」3.8% (同0.2%ポイント上昇)、「契約社員・嘱託」6.3% (同0.2%ポイント上昇)、「その他」3.2% (同0.2%ポイント上昇)となった。

男性は、「正規の職員・従業員」が2,358万人 (同44万人減)と3年ぶりに減少し、「非正規の職員・従業員」が559万人 (同21万人増)と増加した。「非正規の職員・従業員」のうち「パート・アルバイト」は248万人 (同7万人減)、「労働者派遣事業所の派遣社員」は55万人 (同2万人増)、「契約社員・嘱託」は179万人 (同18万人増)、「その他」は77万人 (同8万人増)となっている。構成比 (役員を除く男性雇用者総数に占める割合)では、「正規の職員・従業員」80.8% (同0.9%ポイント低下)、「非正規の職員・従業員」19.2% (同0.9%ポイント上昇)、うち「パート・アルバイト」8.5% (同0.2%ポイント低下)、「労働者派遣事業所の派遣社員」1.9% (同0.1%ポイント上昇)、「契約社員・嘱託」6.1% (同0.6%ポイント上昇)、「その他」2.6% (同0.3%ポイント上昇)となった (図表1-2-7、付表20-1、20-2)。

図表1-2-7 役員を除く雇用者の雇用形態別割合



資料出所：総務省統計局「労働力調査 (詳細結果)」(平成19、20年)

(7) 女性の配偶関係別雇用者数 ～有配偶女性雇用者数は9年連続で増加

総務省統計局「労働力調査」により、平成20年の非農林業女性雇用者数を配偶関係別にみると、「有配偶」は1,310万人 (前年差8万人増)、「未婚」は727万人 (同3万人増)、「死別・離別」は245万人 (同4万人増)となっており、有配偶女性雇用者数は9年連続で増加している。構成比 (非農林業女性雇用者総数に占める割合)

では、「有配偶」57.2%、「未婚」31.7%、「死別・離別」10.7%となった（付表 21）。

(8) 教育別雇用者の構成比 ～女性は大学・大学院卒が最も上昇

総務省統計局「労働力調査（詳細結果）」により、役員を除く雇用者数を教育の状況別にその構成比をみると、平成 20 年の女性は、在学中が 2.6%（前年差 0.3%ポイント低下）、小学・中学・高校・旧中卒が 53.8%（同 1.1%ポイント低下）、短大・高専卒が 26.7%（同 0.5%ポイント上昇）、大学・大学院卒が 15.0%（同 0.8%ポイント上昇）となっている。

男性は、在学中が 2.3%（同 0.1%ポイント低下）、小学・中学・高校・旧中卒が 53.3%（同 1.4%ポイント低下）、短大・高専卒が 9.8%（前年同）、大学・大学院卒が 32.8%（前年差 1.5%ポイント上昇）となっている（付表 25）。

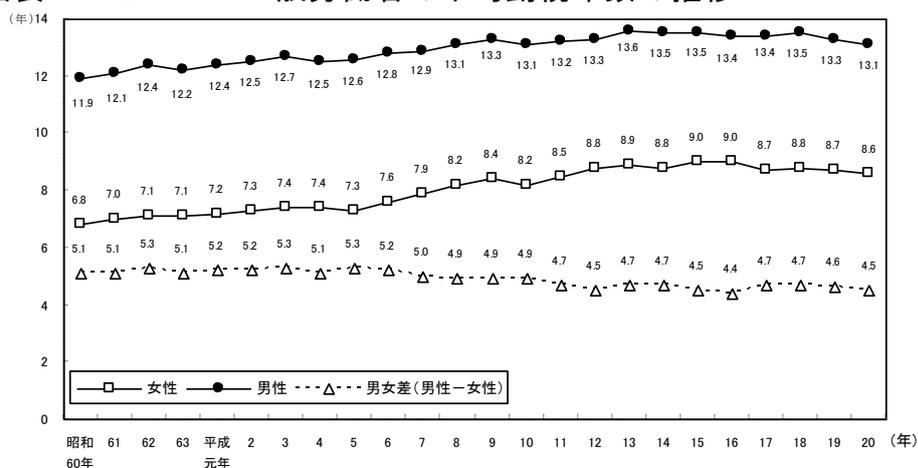
(9) 一般労働者の平均勤続年数、平均年齢

① 一般労働者の平均勤続年数、平均年齢 ～平均勤続年数の男女差は縮小

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（10 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所。以下「企業規模 10 人以上」という。）により、平成 20 年の一般労働者の平均勤続年数をみると、女性は 8.6 年（前年 8.7 年）、男性は 13.1 年（同 13.3 年）であり、男女とも前年に比べ短くなった。

長期的な推移をみると、男女とも伸長しているが、5 年台で推移してきた男女差は平成 8 年以降 4 年台となり、縮小傾向にある（図表 1-2-8、付表 27）。

図表 1-2-8 一般労働者の平均勤続年数の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。平成 16 年まで「パートタイム労働者」の名称で調査していたが、定義は同じである。
 3 企業規模 10 人以上の結果を集計している。

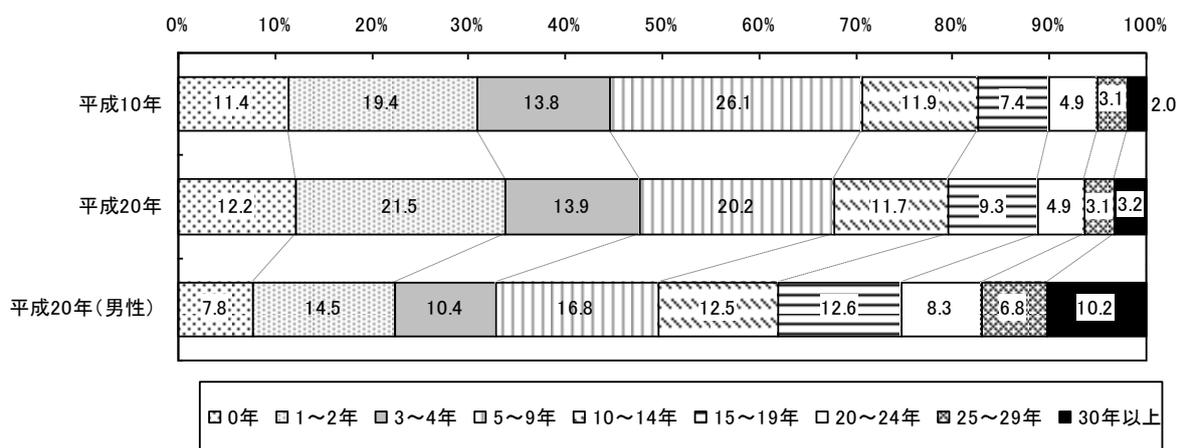
なお、平成 20 年の一般労働者の平均年齢は、女性は 39.1 歳、男性は 41.7 歳で、女性は前年より 0.1 歳低くなり、男性は前年より 0.2 歳低くなった（付表 27）。

② 一般労働者の勤続年数階級別構成比 ～女性は「1～2年」、男性は「5～9年」の占める割合が最も高い

一般労働者の勤続年数階級別の構成比をみると、平成 20 年の女性は、「1～2年」の占める割合が 21.5%と最も高く、次いで「5～9年」（20.2%）、「3～4年」（13.9%）の順となっている。平成 10 年と比べると、「1～2年」の占める割合の上昇幅が大きくなっている。

男性は、「5～9年」の占める割合が 16.8%と最も高く、次いで「1～2年」となっている（図表 1-2-9、付表 29）。

図表 1-2-9 勤続年数階級別一般労働者構成比



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成 10、20 年）

- (注)
- 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 - 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。平成 16 年まで「パートタイム労働者」の名称で調査していたが、定義は同じである。
 - 3 企業規模 10 人以上の結果を集計している。
 - 4 勤続年数計の一般労働者数に占める、各勤続年数階級の一般労働者数の割合を算出。

第3節 労働市場の状況

1 求人・求職状況 ～新規求人数は減少、新規求職者数は増加

厚生労働省「職業安定業務統計」により、新規学卒者及びパートタイムを除く一般労働市場の動きをみると、平成20年平均の新規求人数（男女計）は、月あたり43万9,927人で、前年に比べ10万4,149人の減少（前年比19.1%減）となった。

新規求職者数（男女計）は40万6,698人で、前年比1.1%増となった。

新規求人倍率は1.08倍で前年に比べて0.27ポイント低下した。また、有効求人倍率は0.76倍となり、前年に比べて0.16ポイント低下している（付表31）。

2 入職・離職状況

(1) 入職者数、離職者数

① 入職者数、離職者数 ～女性は入職者数、離職者数とも減少

厚生労働省「雇用動向調査」によると、平成19年の女性の入職者数（一般労働者及びパートタイム労働者計）は353万100人（前年差6万4,400人減、前年比1.8%減）、離職者数は348万3,100人（同21万900人減、同5.7%減）と、入職者数、離職者数はともに前年に引き続き減少した。男性の入職者数は346万3,000人（前年差6万4,600人増、前年比1.9%増）、離職者数は331万7,500人（同3万3,400人減、同1.0%減）と、入職者数は2年ぶりに増加、離職者数は前年に引き続き減少した（付表32-1）。

② 就業形態別にみた入職者数、離職者数 ～女性は5年連続でパートタイム労働者への入職者数が一般労働者を上回る

就業形態別にみると、女性は、平成19年の一般労働者（常用労働者のうち、パートタイム労働者を除く者）は、入職者数161万6,700人（前年差5万2,900人減、前年比3.2%減）、離職者数161万3,800人（同22万8,300人減、同12.4%減）と、どちらも前年に引き続き減少した。パートタイム労働者（常用労働者のうち、1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者よりも短い者又はその事業所の一般労働者と1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者）も、入職者数191万3,400人（前年差1万1,600人減、前年比0.6%減）、離職者数186万9,300人（同1万7,400人増、同0.9%増）と、入職者数は前年に引き続き減少、離職者数は2年ぶりに増加した。また、5年連続でパートタイム労働者への入職者が一般労働者を上回っている。

男性については、一般労働者は入職者数257万9,500人（同10万600人増、同0.4%増）、離職者数247万5,800人（同10万4,800人減、同4.1%減）と、入職者

数は3年ぶりに増加、離職者数は前年に引き続き減少した。パートタイム労働者も入職者数88万3,500人(同5万4,000人増、同6.5%増)、離職者数84万1,700人(同7万1,400人増、同9.3%増)と、どちらも2年ぶりに増加している(付表32-1)。

(2) 職歴別一般労働者への入職者割合 ～女性は転職入職者の割合が約6割、男性は約7割

平成19年の一般労働者への入職者の状況を職歴別にみると、女性は、新規学卒者(当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者で前年に最終の学校を卒業した者)からの入職者の割合は21.4%(前年20.4%)、一般未就業者(当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者で新規学卒者以外の者)からの入職者の割合は14.6%(同14.8%)、転職入職者(当該事業所に入職する前1年間に就業経験のある者)は64.0%(同64.8%)となっている(付表34-2)。

男性は、新規学卒者から一般労働者への入職者の割合は15.4%(同16.4%)、一般未就業者からの入職者の割合は10.7%(同10.6%)、転職入職者は73.9%(同72.9%)となっている(付表35-2)。

3 新規学卒者の就職状況

(1) 高校新卒者、大学新卒者の就職率及び就職内定率

① 高校新卒者の就職率及び就職内定率 ～就職率の男女差は前年に比べ縮小

厚生労働省「高校新卒者就職内定状況等調査」により、高校新卒者の就職状況をみると、平成20年3月卒業者の就職率は98.3%と前年の98.4%を0.1%ポイント下回った。男女別では、女性が97.8%(前年同)と男性の98.7%(前年98.9%)より0.9%ポイント低くなっているが、前年の男女間の差(1.1%ポイント)に比べ、0.2%ポイント縮小した。また、平成21年3月卒業予定者の就職内定率(平成20年11月末現在)は78.0%で、女性が71.6%、男性が83.1%と、女性の方が11.5%ポイント低くなっている。前年に比べて女性は2.1%ポイント、男性は1.3%ポイント低くなっている(付表37)。

② 大学新卒者の就職率及び就職内定率 ～内定率は男女とも低下

厚生労働省・文部科学省「大学等卒業予定者就職内定状況等調査」により、大学新卒者の就職状況をみると、平成20年3月卒業者の就職率(平成20年4月1日現在)は前年(96.3%)を上回り、96.9%(前年差0.6%ポイント上昇)であった。男女別では、女性が97.3%(前年96.0%)と男性の96.6%(前年同)を上回った。

また、平成 21 年 3 月卒業予定者の就職内定率（平成 20 年 12 月 1 日現在）は 80.5% で、女性が 80.5%、男性が 80.4%と、女性の方が 0.1%ポイント高くなっている。前年に比べて女性は 0.9%ポイント、男性は 1.4%ポイント低くなっている（付表 38）。

(2) 新規学卒就職者の学歴別構成比 ～男女とも大学卒の割合が上昇

文部科学省「学校基本調査」（平成 20 年度）により、新規学卒就職者の学歴別構成比をみると、女性は大学卒が 55.0%（前年 53.4%）と前年に比べ最も上昇し、次いで高等学校卒 27.0%（同 27.7%）、短期大学卒 17.3%（同 18.2%）となっている。男性は、大学卒が 61.8%（同 60.3%）と 6 割を超え、次いで高等学校卒 35.0%（同 36.2%）、中学校卒 1.7%（同 1.8%）となっている（付表 39-2）。

(3) 高等学校卒業者の就職状況

① 卒業者数、就職者数、卒業者に占める就職者割合 ～卒業者に占める就職者割合は男女とも上昇

平成 20 年 3 月の女性の高等学校卒業生数は、53 万 7,102 人（前年比 5.3%減）、うち就職者数は 8 万 6,430 人（同 3.6%減）であり、卒業者に占める就職者の割合は 16.1%と、前年に比べ 0.3%ポイント上昇した。

男性は卒業生数が 55 万 1,068 人（前年比 5.0%減）、うち就職者数は 12 万 158 人（同 2.2%減）であり、卒業者に占める就職者の割合は 21.8%と、前年に比べ 0.6%ポイント上昇した（付表 39-1、40）。

② 学卒就職者の産業別構成比 ～男女とも「製造業」の割合が最も高い。前年に比べ、女性は「製造業」、男性は「電気・ガス・熱供給・水道業」が最も上昇

平成 20 年度の高等学校卒業生のうち、就職者について、産業別の構成比をみると、女性は「製造業」が 30.7%、「卸売業、小売業」が 20.9%、「医療、福祉」が 10.6%、「宿泊業、飲食サービス業」が 9.6%と、この 4 産業で全体の 71.8%を占めている。前年に比べ最も構成比が上昇したのは、「製造業」（前年差 1.3%ポイント上昇）であった。

男性は「製造業」が 53.4%と過半数を占め、次いで「建設業」（8.5%）、「公務（他に分類されるものを除く）」（7.2%）となっている。前年に比べ、「電気・ガス・熱供給・水道業」の構成比が最も上昇した（前年差 1.3%ポイント上昇）（付表 41）。

③ 学卒就職者の職業別構成比 ～男女とも「製造・制作作業」の割合が最も高く、かつ前年に比べて上昇

職業別の構成比をみると、女性は「製造・制作作業」が24.0%で最も高く、次いで「事務従事者」(23.7%)、「サービス職業従事者」(22.9%)、「販売従事者」(18.6%)となっている。男性は「製造・制作作業」が55.3%を占め、次いで「サービス職業従事者」(7.5%)となっている。前年に比べると、男女とも「製造・制作作業」の構成比が最も上昇している(女性：前年差1.6%ポイント上昇、男性：同1.4%ポイント上昇)(付表44-2)。

(4) 短期大学卒業者の就職状況

① 卒業者数、就職者数、卒業者に占める就職者割合 ～卒業者に占める就職者割合は男女とも上昇

平成20年3月の女性の短期大学卒業者数は、7万4,719人(前年比8.1%減)、うち就職者数は5万5,279人(同6.0%減)であり、卒業者に占める就職者の割合は74.0%と、前年に比べ1.7%ポイント上昇した。

男性は卒業者数が9,181人(同15.0%減)、うち就職者は5,134人(同12.0%減)であり、卒業者に占める就職者の割合は55.9%と、女性と同様、前年に比べ1.9%ポイント上昇した(付表39-1、40)。

② 学卒就職者の産業別構成比 ～男女とも「医療、福祉」の割合が最も高い

平成20年度の短期大学卒業者のうち、女性の就職者について、産業別の構成比をみると、「医療、福祉」が38.5%と最も高く、次いで「卸売業、小売業」14.1%、「教育、学習支援業」14.1%となっている。

男性も「医療、福祉」が30.6%で最も高く、次いで「卸売業、小売業」21.8%、「製造業」11.6%となっている(付表42)。

③ 学卒就職者の職業別構成比 ～男女とも「専門的・技術的職業従事者」の割合が最も高い

職業別の構成比をみると、平成20年度の女性は「専門的・技術的職業従事者」が54.8%で最も高く、次いで「事務従事者」(25.5%)、「販売従事者」(11.6%)となっている。

男性も、「専門的・技術的職業従事者」が47.6%で最も高く、次いで「生産工程・労務作業」(23.9%)となっている(付表45-2)。

(5) 大学卒業者の就職状況

① 卒業者数、就職者数、卒業者に占める就職者割合 ～卒業者に占める就職者割合は男女とも上昇

平成20年3月の女性の大学卒業生数は、23万6,076人（前年比1.2%減）、うち就職者数は17万6,204人（同2.0%増）であり、卒業者に占める就職者の割合は74.6%となり、前年と比べて2.3%ポイント上昇した。

男性は、卒業生数が31万9,614人（同0.1%減）、うち就職者数は21万2,213人（同3.5%増）であり、卒業者に占める就職者の割合は66.4%（前年差2.4%ポイント上昇）であった。

なお、卒業生数から進学者数を除いた就職者割合では、女性が81.9%（前年81.0%）、男性が80.3%（同79.0%）と、7年連続して女性が男性を上回っている（付表39-1、40）。

② 学卒就職者の産業別構成比 ～女性は「卸売業、小売業」、男性は「製造業」の割合が最も高い

平成20年度の女性の大学卒業生のうち、就職者について、産業別の構成比をみると、「卸売業、小売業」が16.7%と最も高く、次いで「金融業、保険業」14.3%、「医療、福祉」13.5%、「製造業」11.2%の順になっている。

男性は「製造業」が20.2%で最も高く、次いで「卸売業、小売業」が17.7%、「情報通信業」11.9%、「金融業、保険業」8.9%となっている（付表43）。

③ 学卒就職者の職業別構成比 ～女性は「事務従事者」、男性は「専門的・技術的職業従事者」の割合が最も高い

職業別の構成比をみると、平成20年度の女性は「事務従事者」が39.8%と最も高く、次いで「専門的・技術的職業従事者」が31.7%、「販売従事者」が19.3%となっている。

男性は「専門的・技術的職業従事者」33.8%、「事務従事者」27.7%、「販売従事者」26.2%となっている（付表46-2）。

第4節 労働条件等の状況

1 賃金

(1) 一般労働者の賃金、男女間賃金格差

① 一般労働者の賃金 ～女性のきまって支給する現金給与額及び所定内給与額は増加

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（企業規模 10 人以上）によると、平成 20 年の女性一般労働者のきまって支給する現金給与額は、24 万 3,100 円（前年比 0.6% 増）、うち所定内給与額（きまって支給する現金給与額から、超過労働給与額を差し引いた額）は 22 万 6,100 円（同 0.4% 増）であった。

一方、男性一般労働者のきまって支給する現金給与額は、36 万 9,300 円（前年比 0.8% 減）、うち所定内給与額は 33 万 3,700 円（同 0.9% 減）であった（図表 1-4-1、付表 54）。

図表 1-4-1 一般労働者の賃金実態

	きまって支給する現金給与額		年間賞与その他 特別給与額 (千円)	所定内 実労働時間数 (時)	超過 実労働時間数 (時)
	(千円)	所定内給与額 (千円)			
男女計	328.8(330.6)	299.1(301.1)	915.0(915.4)	165(166)	14(14)
女性	243.1(241.7)	226.1(225.2)	582.7(568.4)	163(164)	9(9)
男性	369.3(372.4)	333.7(336.7)	1,072.3(1,078.4)	166(167)	17(17)

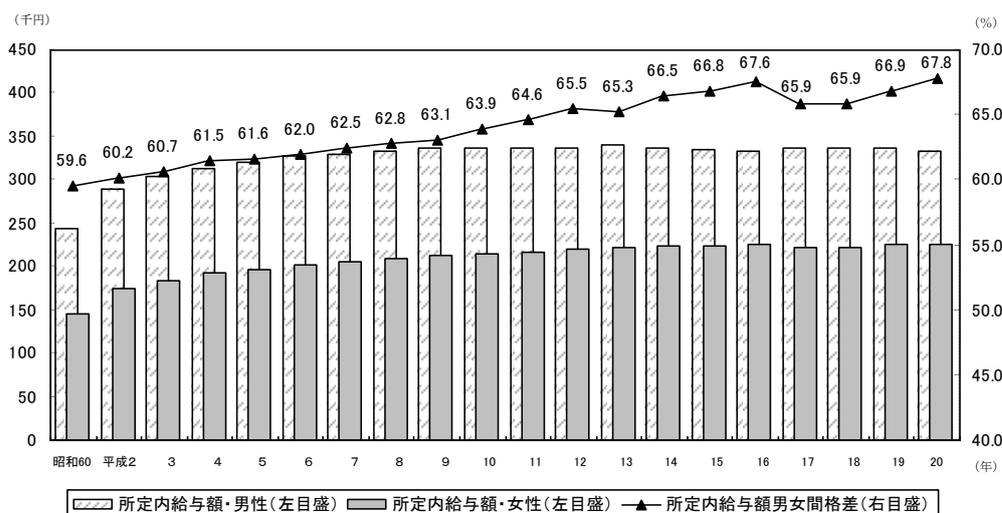
資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成 20 年）

- (注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、短時間労働者以外の者をいう。
 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1 日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも 1 週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。平成 16 年まで「パートタイム労働者」の名称で調査していたが、定義は同じである。
 3 企業規模 10 人以上の結果を集計している。
 4 () 内は前年の数値である。

② 一般労働者の男女間の賃金格差 ～きまって支給する現金給与額及び所定内給与額の男女間賃金格差は前年に引き続き縮小

一般労働者の男女間の賃金格差（男性＝100.0 とした場合の女性の給与額）は、きまって支給する現金給与額で 65.8（前年 64.9）、所定内給与額で 67.8（同 66.9）となり、ともに前年に引き続き縮小した（図表 1-4-2、付表 54）。

図表 1 - 4 - 2 一般労働者の所定内給与額及び男女間賃金格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。平成16年まで「パートタイム労働者」の名称で調査していたが、定義は同じである。
 3 企業規模10人以上の結果を集計している。
 4 所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100.0とした場合の女性の所定内給与額を次の式により算出した。

$$\text{所定内給与額の男女間格差} = \text{女性の所定内給与額} \div \text{男性の所定内給与額} \times 100$$

(2) 企業規模別所定内給与額、男女間賃金格差 ～男女間賃金格差は前年に比べ「1,000人以上」規模で大幅に縮小

女性の所定内給与額を企業規模別にみると、「1,000人以上」規模では25万1,000円（前年比0.4%減）、「100～999人」規模で22万5,400円（同1.1%増）、「10～99人」規模で20万7,700円（同0.5%増）と、「1,000人以上」規模において減少している。

男性についてみると、「1,000人以上」規模では38万1,800円（同3.1%減）、「100～999人」規模で32万4,600円（同1.2%増）、「10～99人」規模で29万4,900円（同0.1%減）と、前年に引き続き「1,000人以上」の企業規模において減少している。

男女間賃金格差は「1,000人以上」規模では65.7（前年63.9）、「100～999人」規模で69.4（同69.5）、「10～99人」規模で70.4（同70.0）と、「1,000人以上」規模で大幅に縮小した（付表57）。

(3) 学歴別新規学卒採用者の初任給、男女間格差 ～男女とも初任給は前年より増加。男女間格差は大学卒事務系を除く学歴で縮小

新規学卒者（平成20年3月卒）の初任給は、女性は高校卒で15万4,300円（前年比2.3%増）、高専・短大卒で16万8,600円（同1.0%増）、大学卒事務系で19万1,400円（同1.4%増）、大学卒技術系で20万2,400円（同1.6%増）であり、前年より増加した。

また、男性も高校卒で16万円（同0.8%増）、高専・短大卒で17万1,600円（同0.2%増）、大学卒事務系で20万600円（同1.6%増）、大学卒技術系で20万2,300円（同0.9%増）であり、前年より増加した。

初任給について男女間賃金格差（男性＝100.0とした場合の女性の初任給）をみると、高校卒で96.4（前年差1.4ポイント上昇）、高専・短大卒で98.3（同0.8ポイント上昇）、大学卒事務系で95.4（同0.2ポイント低下）、大学卒技術系で100.0（同0.6ポイント上昇）と、大学卒事務系を除く学歴で男女間賃金格差が縮小した（付表58）。

2 労働時間

(1) 常用労働者の労働時間、出勤日数 ～男女とも総実労働時間、所定内労働時間ともに減少

厚生労働省「毎月勤労統計調査」（事業所規模5人以上）によると、平成20年の女性常用労働者1人平均月間総実労働時間は129.5時間（前年差1.0時間減）、うち所定内労働時間は123.8時間（同1.0時間減）、所定外労働時間は5.7時間（前年同）であり、総実労働時間、所定内労働時間ともに減少した。

男性は月間総実労働時間163.9時間（前年差1.6時間減）、うち所定内労働時間は149.6時間（同1.1時間減）、所定外労働時間は14.3時間（同0.5時間減）であり、女性と同様に、所定内労働時間、所定外労働時間ともに減少した。

常用労働者の平均月間出勤日数は、女性18.4日（前年差0.2日減）、男性19.9日（同0.2日減）であった（付表59）。

(2) 企業規模別非農林業雇用者の週間就業時間階級別構成比 ～女性は「1～29人」規模と「500人以上」規模では15～34時間の割合が、その他の規模では35～42時間の割合が最も高い。

総務省統計局「労働力調査」により、平成20年の非農林業雇用者の週間就業時間階級別構成比を企業規模別にみると、女性は、「1～29人」規模と「500人以上」規

模では15～34時間の割合が最も高く、「30～99人」規模と「100～499人」規模では35～42時間の割合が最も高い。おおむね規模が大きくなるほど割合が高くなる傾向がみられる。その他の週間就業時間階級では、規模別の傾向はあまりみられない。

男性は、すべての規模で35～42時間の割合が最も高く、おおむね規模が大きくなるほど高くなる傾向がみられる。43～48時間の割合は規模が大きくなるほど低くなり、49～59時間の割合は規模が大きくなるほど高くなっている。

3 勤労者世帯の家計

(1) 勤労者世帯の収入 ～平均実収入は1.0%増

総務省統計局「家計調査」によると、平成20年の二人以上の世帯のうち勤労者世帯（農林漁家世帯を含む。以下同じ。）1世帯当たりの1ヵ月の平均実収入は53万4,235円（前年比1.0%増）で、この実収入の内訳をみると、世帯主収入は43万4,066円（同0.2%増）であった（付表76）。

また、二人以上の世帯のうち勤労者世帯の中で、核家族世帯について、1ヵ月の平均実収入を共働き世帯と世帯主のみ働いている世帯で比較してみると、共働き世帯の実収入は1世帯あたり1ヵ月60万4,197円（前年比0.4%増）、世帯主のみ働いている世帯は49万6,670円（同0.3%増）となっており、共働き世帯は世帯主のみ働いている世帯を10万7,527円上回っている。

なお、核家族共働き世帯の世帯主の勤め先収入は44万0,317円（同0.2%増）だが、世帯主のみ働いている世帯は46万6,603円（同0.3%増）で、共働き世帯を2万6,286円上回っている。

一方、核家族共働き世帯の妻の勤め先収入は14万4,045円（同0.6%増）で、実収入に占める割合は23.8%（前年同）であった（付表77）。

(2) 勤労者世帯の消費支出 ～消費支出は前年に引き続き増加

平成20年の勤労者世帯1世帯当たり1ヵ月の消費支出は32万4,924円（前年比0.5%増）となり、前年に引き続き増加した（付表76）。

消費支出の構成比を核家族共働き世帯（消費支出34万4,142円）と世帯主のみ働いている核家族世帯（同30万9,657円）で比較してみると、共働き世帯の方が「その他の消費支出」、「交通・通信」等について高くなっており、逆に「住居」、「食料」等は低くなっている（付表77）。

第5節 短時間労働者の状況

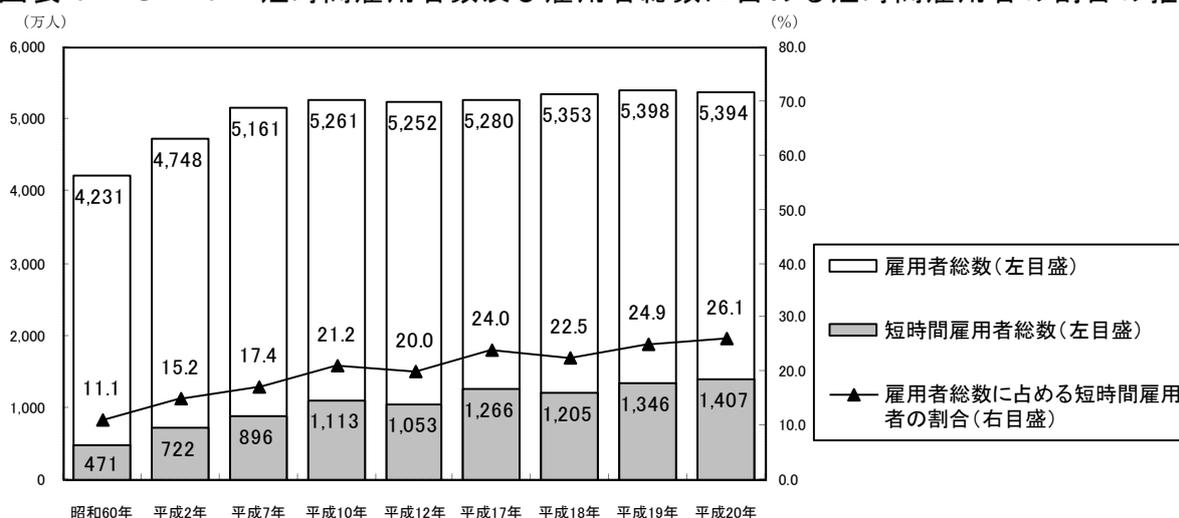
1 短時間労働者の労働市場

(1) 短時間雇用者数、雇用者総数に占める短時間雇用者の割合 ～雇用者総数に占める短時間雇用者の割合は2年連続で上昇

総務省統計局「労働力調査」によると、週間就業時間が35時間未満の非農林業雇用者（以下、「短時間雇用者」という。）は、平成20年には1,407万人（男女計）となり、前年に比べ61万人増加した（前年比4.5%増）。非農林業雇用者総数（休業者を除く。以下同じ。）に占める短時間雇用者の割合は2年連続で上昇し、26.1%となっている。

長期的な推移をみると、短時間雇用者数も非農林業雇用者総数に占める割合（以下、「短時間雇用者割合」という。）もほぼ一貫した上昇傾向にある（図表1-5-1、付表78）。

図表1-5-1 短時間雇用者数及び雇用者総数に占める短時間雇用者の割合の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

(注) 1 「短時間雇用者」は、非農林業雇用者（休業者を除く。）のうち、週間就業時間35時間未満の者をいう。

2 雇用者総数は農林業及び休業者を除く。

(2) 男女別短時間雇用者数、短時間雇用者割合

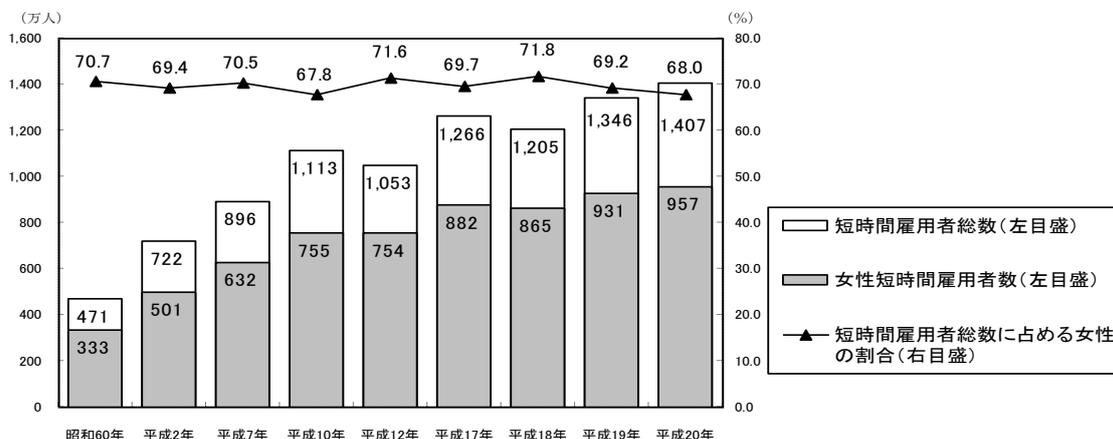
① 男女別短時間雇用者数、短時間雇用者割合 ～男女とも短時間雇用者数は増加

平成20年の女性の非農林業雇用者2,244万人のうち、短時間雇用者数は957万人（前年差26万人増）で、短時間雇用者割合は2年連続で上昇し、42.6%であった。男性は非農林業雇用者3,150万人のうち、短時間雇用者数は450万人（前年差35万人増）で、短時間雇用者割合は前年と同じく、13.1%であった（付表78）。

② 短時間雇用者総数に占める女性の割合 ～2年連続で低下

短時間雇用者総数に占める女性の割合は 68.0%と2年連続で低下した（前年差 1.2%ポイント低下）（図表1-5-2、付表78）。

図表1-5-2 短時間雇用者数及び短時間雇用者総数に占める女性割合の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

(注) 「短時間雇用者」は、非農林業雇用者（休業者を除く。）のうち、週間就業時間35時間未満の者をいう。

(3) パートタイム労働者の求人・求職状況 ～新規求人数は2年連続で減少。新規求職者数は3年ぶりに増加

厚生労働省「職業安定業務統計」により、平成20年のパートタイム労働者（男女計）の求人・求職状況をみると、新規求人数は、月平均23万8,582人で、前年に比べ2万2,989人減少した（前年比8.8%減）。新規求職者数は、月平均13万4,297人であり、同5,859人の増加（同4.6%増）となった。新規求人倍率は1.78倍で前年の2.04倍から0.26ポイント低下した。また、有効求人倍率は1.24倍となり、前年より0.19ポイント低下している（付表81）。

(4) パートタイム労働者の入職・離職状況

① パートタイム労働者の入職率・離職率 ～入職率は男女とも前年に比べ低下

厚生労働省「雇用動向調査」により、平成19年の労働市場におけるパートタイム労働者の動きをみると、女性は入職率（在籍者に対する入職者の割合）24.0%（前年25.2%）、離職率（在籍者に対する離職者の割合）23.5%（同24.3%）といずれも前年に比べ低下した。男性は、平成19年の入職率35.1%（前年35.5%）、離職率33.5%（同33.0%）と、前年に比べ入職率は低下、離職率は増加している（付表32）。

－ 2)。

② 職歴別パートタイム労働者の入職者の状況 ～女性是一般未就業者からの入職者割合が低下

平成 19 年のパートタイム労働者の入職者の状況を職歴別にみると、女性は、新規学卒者からの入職者の割合が 7.9% (前年 5.9%)、一般未就業者からの入職者の割合が 32.7% (同 36.9%)、転職入職者の割合が 59.4% (同 57.2%) と、一般未就業者からの入職者割合が低下した (付表 34－ 2)。

男性は、新規学卒者からの入職者の割合は 15.1% (同 14.3%)、一般未就業者からの入職者の割合は 32.0% (同 28.0%)、転職入職者は 52.9% (同 57.7%) となっている (付表 35－ 2)。

2 短時間労働者の就業状況

(1) 産業別短時間雇用者数

① 産業別短時間雇用者数 ～女性短時間雇用者数が前年に比べ最も増加したのは「サービス業 (他に分類されないもの)」、 「医療, 福祉」。男性は「製造業」

総務省統計局「労働力調査」により、平成 20 年の女性の短時間雇用者数を産業別にみると、「卸売・小売業」が 248 万人 (女性短時間雇用者総数に占める割合 25.9%) と最も多く、次いで「医療, 福祉」が 161 万人 (同 16.8%)、「サービス業 (他に分類されないもの)」が 154 万人 (同 16.1%)、「製造業」が 107 万人 (同 11.2%) となっている。前年に比べ女性短時間雇用者数が最も増加したのは、「サービス業 (他に分類されないもの)」 (前年差 10 万人増、前年比 6.9%増)、「医療, 福祉」 (同 8 万人増、同 5.2%増) であった (付表 79)。

一方、男性の産業別短時間雇用者数をみると、「サービス業 (他に分類されないもの)」が 82 万人 (男性短時間雇用者総数に占める割合 18.2%) と最も多く、次いで「製造業」が 81 万人 (同 18.0%)、「卸売・小売業」が 69 万人 (同 15.3%)、「建設業」が 40 万人 (同 8.9%) となっている。前年に比べ男性短時間雇用者数が最も増加したのは、「製造業」 (前年差 13 万人増、前年比 19.1%増) であった。

② 短時間雇用者比率 (雇用者総数に占める短時間雇用者の割合) ～女性は、「飲食店, 宿泊業」「卸売・小売業」で高い。男性は、「飲食店, 宿泊業」「教育, 学習支援業」で高い。

平成 20 年の短時間雇用者比率 (雇用者総数に占める短時間雇用者の割合) についてみると、女性は「飲食店, 宿泊業」が 64.3%で最も高く、次いで「卸売・小売業」

(50.3%)、「運輸業」(46.3%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(44.8%)、となっている(付表79)。

男性も、「飲食店,宿泊業」が30.1%で最も高く、次いで「教育,学習支援業」(21.1%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(18.9%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(17.2%)となっている。

(2) 企業規模別短時間雇用者数

① 企業規模別短時間雇用者数 ～男女ともすべての規模で前年に比べて増加

平成20年の女性短時間雇用者数を企業規模別にみると、「500人以上」規模が224万人(前年差23万人増)、「100～499人」規模が159万人(同6万人増)、「30～99人」規模が152万人(同1万人増)、「1～29人」規模が350万人(前年差1万人増)と、すべての規模で前年より増加している。構成比(女性短時間雇用者総数に占める割合)は、「500人以上」規模23.4%、「100～499人」規模16.6%、「30～99人」規模15.9%、「1～29人」規模36.6%となった(付表80)。

男性も同様に「500人以上」規模が121万人(同20万人増)、「100～499人」規模が75万人(同9万人増)、「30～99人」規模が64万人(同3万人増)、「1～29人」規模が140万人(同5万人増)と、すべての規模で前年より増加しているが、特に「500人以上」規模で大きく増加している。構成比(男性短時間雇用者総数に占める割合)は、「500人以上」規模26.9%、「100～499人」規模16.7%、「30～99人」規模14.2%、「1～29人」規模31.1%となった。

構成比を男女で比較すると、女性は男性に比べ、「1～29人」規模の割合が高く、「500人以上」規模の割合は低くなっており、男性よりも小規模企業で働く者の割合が高くなっている。

② 企業規模別短時間雇用者比率 ～男女ともすべての規模で前年に比べて上昇

短時間雇用者比率について企業規模別にみると、女性は「1～29人」規模で48.4%と最も高く、次いで「500人以上」規模(43.2%)、「30～99人」規模(40.8%)、「100～499人」規模(38.2%)となっている。すべての規模で前年より上昇しているが、最も上昇したのは、「500人以上」規模(前年差1.6%ポイント上昇)であった(付表80)。

男性は「1～29人」規模(15.6%)が最も高く、次いで「500人以上」規模(13.8%)、「30～99人」規模(13.2%)、「100～499人」規模(13.0%)となっているが、その水準は女性よりもおしなべて低い。女性と同様にすべての規模で前年より上昇しているが、最も上昇したのは、「500人以上」規模(前年差1.7%ポイント上昇)とな

っている。

(3) 短時間労働者の労働条件 ～女性是一般労働者の所定内給与額との格差は縮小

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（企業規模 10 人以上）によると、平成 20 年の女性短時間労働者の平均勤続年数は 5.0 年であり、前年と同じであった（付表 83）。男性は 3.9 年で、前年に比べ 0.1 年減少した。

平成 20 年の女性短時間労働者の 1 日当たり所定内実労働時間は 5.2 時間で前年より 0.1 時間減少し、実労働日数は 17.5 日と 0.4 日減少した（付表 84）。男性の 1 日当たり所定内実労働時間は 5.3 時間（前年差 0.1 時間減）、実労働日数は 15.8 日（前年差 0.3 日減）であった。

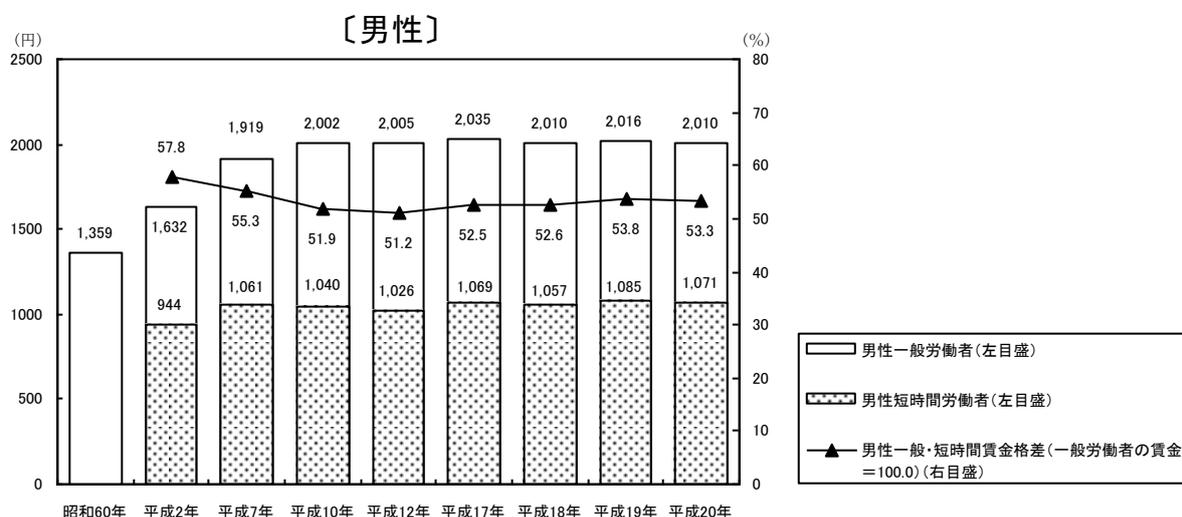
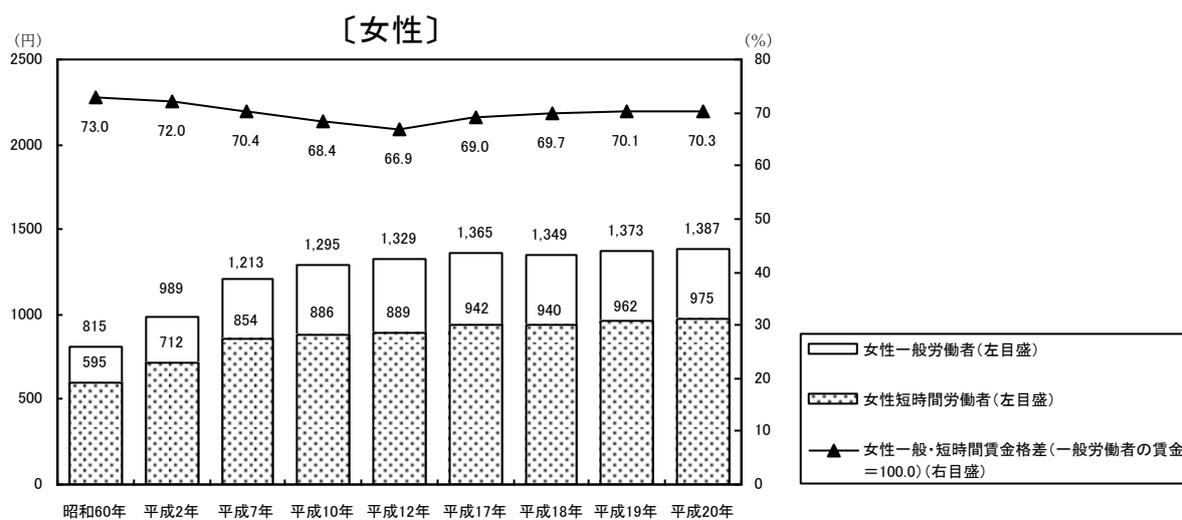
平成 20 年の女性短時間労働者の賃金をみると、1 時間当たりの所定内給与額は 975 円で、前年に比べ 13 円増加し（付表 85）、一方男性は 1,071 円で、前年に比べ 14 円減少した。

短時間労働者に支給された年間賞与その他特別給与額は、女性は 3 万 4,100 円と前年より 1,000 円増加した（付表 86）。男性は 3 万 2,200 円で前年より 6,000 円減少した。

平成 20 年の一般労働者の所定内給与額を時給換算したものを 100.0 とした場合、短時間労働者は 55.1 となり、前年に比べ 0.4 ポイント格差が縮小した。

これを男女別にみた場合、女性短時間労働者と女性一般労働者との賃金格差は 70.3 となり、前年より 0.2 ポイント上昇し、4 年連続で格差が縮小した。また、男性短時間労働者と男性一般労働者との賃金格差については 53.3 であり、前年より 0.5 ポイント低下した（図表 1-5-3）。

図表 1-5-3 短時間労働者の所定内給与額及び一般労働者との賃金格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。平成16年まで「パートタイム労働者」の名称で調査していたが、定義は同じである。
 3 企業規模10人以上の結果を集計している。
 4 一般労働者の1時間当たりの所定内給与額は次の式により算出した。

$$1 \text{ 時間当たりの所定内給与額} = \text{所定内給与額} \div \text{所定内実労働時間数}$$

 5 一般労働者との賃金格差は、一般労働者の1時間当たりの所定内給与額を100.0とした場合の短時間労働者の1時間当たりの所定内給与額を次の式により算出した。

$$\text{一般労働者と短時間労働者の賃金格差} = \text{短時間労働者の1時間当たり所定内給与額} \div \text{一般労働者の1時間当たりの所定内給与額} \times 100$$

 6 昭和62年調査までは、男性パートタイム労働者の数値は集計されていなかった。